

理事の報酬規程

【 社団法人 R A F 】

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人 R A F (以下、「当法人」という)の理事に対する報酬の支給に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(理事報酬の種類)

第 2 条 当法人の理事は、以下の形式の報酬を受け取ることができるものとする。金額は理事会において別紙に定める。

1. 月給：定期的な支給を行う場合に適用される。
2. 成果連動報酬：業績目標の達成に応じて支給される報酬。
3. 役員報酬：理事会の決議に基づいて支給される特別な報酬。

原則年 1 回とし、毎年決算後の理事会において次年度の金額を定め、次年度の決算月 7 月に支給する。

(理事報酬の支給基準)

第 3 条 報酬の支給は、理事の職務遂行に対する貢献や業績に応じて公正かつ適切に行われるものとする。具体的な支給基準は、理事会により別紙に定める。

(理事報酬の見直し)

第 4 条 理事報酬の見直しは、定期的な見直しを含めて必要に応じて行われるものとし、その際には当法人の経営状況や財務状況を考慮して決定される。

(月給及び成果連動報酬の支給時期と方法)

第 5 条 月給及び成果連動報酬は月末締め翌 10 日に支給されるものとする。支給方法については、銀行振込とする。

(役員退職金)

第 6 条 理事が退職する場合には、その理事の職務遂行に対する貢献や勤続年数に応じて適切な退職金額を理事会の承認を経て、支給されるものとする。

(規程の改定)

第 7 条 本規程の改定は、理事会の決議により行われる。

(施行)

第 8 条 本規程は、理事会の承認を経て、令和 5 年 10 月 1 日より施行される。

理事報酬金額(別紙)

【 社団法人 R A F 】

- 常勤理事の月給は千葉県公務員一般の平均月収を基本とする。
月給/420,000 円を超えない範囲で、当法人の経営状況や財務状況を考慮して支給される。

- 非常勤理事の月給は日給月給制とする。
労働対価/活動給の時間給は 2,000 円を超えない範囲に設定し、半日/4 時間 8,000 円 ・
1 日 8 時間/16,000 円を超えない範囲で、当法人の経営状況や財務状況を考慮して支給される。

成果給/種別

- 成果給/入会勧誘 1 社につき 5,000 円/毎月

成果給/A 及び B

- 成果給 / A. 人材配属 1 名につき 5,000 円/毎月
(企業定期面談 3 ヶ月に 1 回・管理業務なし・報告書なし)
 - 成果給 / B. 人材配属 1 名につき 15,000 円/毎月
(企業ならび配属人材の定期面談/3 ヶ月に 1 回・管理業務あり・報告書作成あり)
- ※但し、成果給は勧誘社数 1 社遅れにて支払うものとする。

役員報酬： 60,000 円 (2024 年 7 月)

施行日：2023 年 10 月 1 日